別表第六 アレンジボール遊技機に係る技術上の規格(第六条関係)

		17/	規則	解釈基準
(1)			性能に関する規格	
	1		遊技機を作動させるための遊技メダル等の投入に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。	
		(1)	規定数は、一回の遊技(規定数の遊技メダル等の投入をした時から当該遊技メダル等に 係る遊技の結果が得られる時までの間における遊技球を用いて行う遊技をいう。以下この 表及び次表において同じ。)につき、遊技メダルにあつては三枚であり、遊技球にあつては 十五個であること。	
		(n)	規定数の遊技メダル等の投入ごとに、十五個又は十六個の遊技球を使用して遊技をさせることができるものであること。	
		(/)	規定数の遊技メダル等の投入をした場合においては、その投入をした時から当該遊技メ ダル等に係る遊技の結果が得られる時までの間は、新たに遊技メダル等の投入をすること ができるものでないこと。	
	ロ		発射装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。	
		(1)	遊技球を一個ずつ発射することができるものであること。	
		(p)	電気的動力により作動する発射装置を有する遊技機にあつては、遊技球を連続して発射 することができるものでないこと。	
		(1/)	一分間に百個を超える遊技球を発射することができるものでないこと。	
		(=)	遊技球の試射試験を十時間行つた場合において、(イ)、(ロ) 及び(ハ) に掲げる性能が 不変であるものであること。	
		(赤)	遊技球の試射試験を十時間行つた場合において、その間、遊技盤上の遊技球の位置を確認し、かつ、調整することができるものであること。	

別表第六 アレンジボール遊技機に係る技術上の規格(第六条関係)

		規則	解釈基準
ハ		遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。	
	(1)	すがかり として ハーマサ/日 しゅ ~ し ソシー と マ ヤセレ と と 、 かた の ゼ ハ ・ 	
	(1)	入賞があった場合に獲得することができる遊技メダル等の数は、投入をした遊技メダル	
		等の数の十五倍(役物又は得点増加装置が設けられている遊技機に係る入賞にあつては、	
		十倍)を超えるものでないこと。	
	(n)	入賞によらずに遊技メダル等を獲得することができるものでないこと。	
	(1)	遊技球の試射試験を 10 時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入	
		をした遊技メダル等の総数の2分の1を超え、かつ、3分の4に満たないものであるこ	
		と。	
	(=)	遊技球の試射試験を4時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入	
		をした遊技メダル等の総数の5分の2を超え、かつ、1.5倍に満たないものであること。	
	(末)	遊技球の試射試験を1時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入	
	(4)	をした遊技メダル等の総数の3分の1を超え、かつ、2.2倍に満たないものであること。	
		でした地域アクル等の心域の3月10日で起え、11・2、2.2 日に個にないも00人での3こと。	
	(^)	 遊技球の試射試験を十時間行つた場合において、獲得する遊技メダル等の数のうち役物	
		及び得点増加装置の作動によるものの割合が、七割を超えるものでないこと。	
	(<u>}</u>)	四以下の数の図柄の組合せで入賞に係るものの数は、六以上であること。	
	(4)		
	(f)	四以下の数の図柄の組合せで入賞に係るものが得られた場合に獲得することができる遊せ、だいなの数は、かったというと	
		技メダル等の数は、投入をした遊技メダル等の数の三倍を超えるものでないこと。	